

神戸市空家空地対策の推進に関する条例過料処分基準の制定（案）
についての意見公募手続の結果

○募集期間：2024年6月3日（月曜）～2024年7月2日（火曜）

○ご意見数：1通（1件）

*趣旨を踏まえて要約していますのでご了承ください。

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	現状の法律で再建築ができない空き家に、過料はやりすぎだと思う。問題の空き家が、接道でき立て直しができるようにサポートを先に考えるべきではないか。	<p>過料については、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（以下、「条例」という）第22条において既に定められており、このたびの過料処分基準の制定は、処分の公平性を保つことを目的とし、過料を科する際の金額や納付者等を定めようとするものです。</p> <p>なお、過料処分は条例第22条各号に定める以下の者を対象としております。</p> <p>(1) 法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損した者</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>また、本市では、空き家の所有者の方へ相談窓口の設置や、単独では流通しにくい狭小地などを、隣り合う土地と統合し一体として利用する場合の費用補助などの支援も行っています。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも空き家対策に努めてまいります。</p>